

連続立体交差事業に関する調査検討業務委託に係る
建設局測量・建設コンサルタント等プロポーザル方式による選定結果について

1 案件名称

連続立体交差事業に関する調査検討業務委託
契約期間 契約日から令和 10 年3月31日

2 選定した委託予定事業者

全日本コンサルタント株式会社

3 公募期間

令和8年4月9日(木)～4月27日(月)

4 学識経験者等の意見を聴取する選定委員会による審議の結果

(1)委員名簿(敬称略・順不同)

委員氏名	役職等
嘉名 光市	大阪公立大学 教授
吉田 長裕	大阪公立大学 准教授
藤原 直樹	追手門学院大学 教授

(2)選定委員会の開催日

1 回目:令和8年2月17日(火)

2 回目:令和8年6月26日(金)

(3)審査基準

① 資格審査基準

参加表明書の提出者の資格審査基準は、以下のとおりとする。

評価項目	評価の着眼点			審査基準	備考
経験及び能力 参加表明者の	資格要件	技術部門登録	建設コンサルタント登録	建設コンサルタント登録規定（昭和52年4月15日建設省告示第717号）に基づく「鉄道部門」「都市計画及び地方計画部門」の両方に登録を受け、令和8・9・10年度本市入札参加有資格者名簿に種目「500建設コンサルタント」に登録していること。（共同企業体により参加する場合は、代表者が上記の資格要件を満たすものとする）	
	専門技術力	成果の確実性	過去10年間の業務実績の内容	平成28年度以降に、次に示す「規定業務1、2の両方」について、元請けとして業務実績(※1)を有していること。（共同企業体により参加する場合は、代表者または構成員により「規定業務」を有していること） なお、1つの契約業務に「規定業務1、2」が含まれている場合も、2つ分の業務として扱い、条件を満たすものとする。 【規定業務】 1. 官公庁等(※2)発注の連続立体交差事業に関する検討業務 2. 官公庁等(※2)発注の鉄道沿線まちづくりに関する検討業務	様式－2を審査する
配置予定技術者の経験及び能力	管理技術者	資格要件	技術者の資格、その専門分野の内容	本業務では管理技術者を配置することとし、次のいずれかの条件を満たすこと。また受注者と直接雇用関係を有していること、 1.技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目：「鉄道」又は「都市及び地方計画」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 2.技術士法による第二次試験のうち総合技術監理部門（選択科目：「建設－鉄道」又は「建設－都市及び地方計画」とするものに限る）に合格し、同法による登録を受けている者。 3.国土交通大臣（旧建設大臣）に上記1・2と同程度の知識及び技術を有する者と認定されている者。 4.RCCM（登録部門：「鉄道」又は「都市計画及び地方計画」）の資格を有し、登録を受けている者。	様式－4を審査する
		専門技術力	過去10年間の規定業務の実績内容	平成28年度以降に、次に示す「規定業務1」を含む実績（1のみ、または1と2の両方）(※1)を、元請けの技術者として有していること。 なお、1つの契約業務に「規定業務1、2」が含まれている場合も、2つ分の業務として扱い、条件を満たすものとする。 【規定業務】 1. 官公庁等(※2)発注の連続立体交差事業に関する検討業務 2. 官公庁等(※2)発注の鉄道沿線まちづくりに関する検討業務	様式－5を審査する
		専任性	手持ち業務の金額及び件数	全ての手持ち業務（管理技術者あるいは担当技術者となっている他の業務のうち500万円以上の業務）の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満である場合に選定する。	様式－4を審査する

配置予定技術者の経験及び能力	照査技術者	資格要件	技術者の資格、その専門分野の内容	次のいずれかの条件を満たすこと。 1.技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目：「鉄道」又は「都市及び地方計画」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 2.技術士法による第二次試験のうち総合技術監理部門（選択科目：「建設－鉄道」又は「建設－都市及び地方計画」とするものに限る）に合格し、同法による登録を受けている者。 3.国土交通大臣（旧建設大臣）に上記1・2と同程度の知識及び技術を有する者と認定されている者。 4.RCCM（登録部門：「鉄道」又は「都市計画及び地方計画」）の資格を有し、登録を受けている者。	様式－4を審査する
		専門技術力	過去10年間の規定業務の実績内容	平成28年度以降に、次に示す「規定業務1」を含む実績（1のみ、または1と2の両方）（※1）を、元請けの技術者として有していること。 なお、1つの契約業務に「規定業務1、2」が含まれている場合も、2つ分の業務として扱い、条件を満たすものとする。 【規定業務】 1. 官公庁等（※2）発注の連続立体交差事業に関する検討業務 2. 官公庁等（※2）発注の鉄道沿線まちづくりに関する検討業務	様式－5を審査する
	担当技術者1	専門技術力	過去10年間の規定業務の実績内容	平成28年度以降に、次に示す規定業務について、元請けの技術者として従事した実績（※1）を有していること。（共同企業体により参加する場合は、代表者または構成員に所属する技術者とする） 【規定業務】 官公庁等（※2）発注の連続立体交差事業に関する検討業務	様式－5を審査する
		専任性	手持ち業務の金額及び件数	全ての手持ち業務（管理技術者あるいは担当技術者となっている他の業務のうち500万円以上の業務）の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満である場合に選定する。	様式－4を審査する
	担当技術者2	専門技術力	過去10年間の規定業務の実績内容	平成28年度以降に、次に示す規定業務について、元請けの技術者として従事した実績（※1）を有していること。（共同企業体により参加する場合は、代表者または構成員に所属する技術者とする） 【規定業務】 官公庁等（※2）発注の鉄道沿線まちづくりに関する検討業務	様式－5を審査する
		専任性	手持ち業務の金額及び件数	全ての手持ち業務（管理技術者あるいは担当技術者となっている他の業務のうち500万円以上の業務）の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満である場合に選定する。	様式－4を審査する
業務実施体制	その他留意事項			担当技術者の人数は、少なくとも2人以上配置することを想定しているものであり、3人以上の技術者の配置を妨げるものではない。 なお、3人目以降の担当技術者については配置予定技術者の評価対象外とする	
	業務実施体制の妥当性			下記項目に該当する場合には選定しない。 ・再委託の内容が主たる部分の場合。 （主たる部分とは、本業務における調査業務や印刷などの簡易な業務を除く業務とする。） ・業務分担構成が、不明確または不自然な場合。 ・共同企業体による場合に、業務の分担構成が細分化されすぎている場合、ひとつの分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合	様式－3を審査する

※1：過去の業務実績が、共同企業体による実績の場合は、共同企業体の代表者または代表者に所属する技術者としての実績に限る。

また、配置予定技術者の過去の業務実績が共同企業体による実績の場合は、代表者に所属する技術者としての実績に限る。

※2：地方道路公社、高速道路株式会社法に基づく高速道路会社、独立行政法人都市再生機構、鉄道事業者（特定目的鉄道事業者は除く）または軌道経営者を含む

② 技術提案書評価基準

(i) 評価要領および評価表

本業務における特定テーマおよび技術提案書を特定するための評価表は以下のとおりとする。

評価は①～⑮の項目毎に次のように点数を計算して

110点満点で総合評価し、最高得点者を特定することを原則とする。

〈計算方法〉

A の場合は、配点×5/5点 B の場合は、配点×3/5点

A' の場合は、配点×4/5点 B' の場合は、配点×2/5点 C の場合は、0点

特定 テーマ1	内容	連続立体交差事業を進めるにあたっては、用地買収や道路の交通規制が伴うことから、事前に地域への影響度を検討し、円滑な事業推進に向けて準備しておく必要がある。また、連続立体交差事業の負担割合について、地下化の場合は、地上部分の利用方法によって受益額が大幅に変わることなどの理由から、都市計画事業施行者と鉄道事業者とが受益、受損額を積み上げて別途協議して定めることになっている。JR片町線・東西線連続立体交差事業については、上記の内容も踏まえながら、今後都市計画手続きを進める必要がある。 このような背景を踏まえて、本事業に関する検討を進めるうえでの課題やその解決方法、検討プロセスについて述べること。
特定 テーマ2	内容	南海高野線の立体交差化の検討については、これまでの調査検討結果や、今後の鉄道事業者による具体的な鉄道線形や施工方式、概算工事費の算出などの検討内容を踏まえて、最適な事業区間の検討を行う必要がある。また、立体交差化に合わせた沿線まちづくりの検討が必要になる。 これらを踏まえて、南海高野線の立体交差化に関する検討を進めるうえでの課題やその解決方法、検討プロセスについて述べること。

〈評価シート〉

評価項目		評価の着眼点	配点			備考	
			項目別	複数時 配分	項目別 配分		
配置 予定技術者の経験及 び能力	管理 技術者	過去 10 年間の規定業務の実績 内容	25	10	5	①	
		専任性（他の業務との兼任状 況）			5	②	
	照査 技術者	過去 10 年間の規定業務の実績		5	5	③	
	担当 技術者 1	専任性（他の業務との兼任状 況）		5	5	④	
	担当 技術者 2	専任性（他の業務との兼任状 況）		5	5	⑤	
実施方針・実施フ ロー・その他	業務 の理解度	目的、条件、内容の理解	35	15	5	⑥	
	業務実 施 手順(フ ロー・工 程表)	実務手順の妥当性		10	5	⑦	
		業務量の把握、人員配置の妥 当性			5	⑧	
	その他	重要事項の指摘 【JR 片町線・東西線】		5	5	⑨	
		重要事項の指摘 【南海高野線】		5	5	⑩	
特定 テーマに対する技術提案	特定 テーマ 1	的確性	50	25	5	⑪	
					キーワードの網羅	5	⑫
		実現性			説明力があるか	10	⑬
		独創性			独創的で高度な提案があるか	5	⑭
	特定 テーマ 2	的確性		25	5	⑮	
					キーワードの網羅	5	⑯
		実現性			説明力があるか	10	⑰
		独創性			独創的で高度な提案があるか	5	⑱
合計(110 点満点)			110				

(ii) 技術者評価基準

評価項目のうち、配置予定技術者に関わる項目については、以下のとおり評価する。

評価の着眼点				A	A'	B	B'	C	備考
配置予定技術者の経験及び能力	管理技術者	専門技術力	過去 10 年間の規定業務の実績	管理技術者 が両方の規定業務の実績を有している	—	管理技術者 が規定業務 1 のみの実績を有している	—	—	①
		専任性	他業務との兼任状況	手持ち業務の契約金額の合計が 2.5 億円未満かつ件数が 5 件未満	手持ち業務の契約金額の合計が 4 億円未満かつ件数が 8 件未満	手持ち業務の契約金額の合計が 5 億円未満かつ件数が 10 件未満	—	—	②
	照査技術者	専門技術力	過去 10 年間の規定業務の実績	照査技術者 が両方の規定業務の実績を有している	—	照査技術者 が規定業務 1 のみの実績を有している	—	—	③
	担当技術者 1	専任性	他業務との兼任状況	手持ち業務の契約金額の合計が 2.5 億円未満かつ件数が 5 件未満	手持ち業務の契約金額の合計が 4 億円未満かつ件数が 8 件未満	手持ち業務の契約金額の合計が 5 億円未満かつ件数が 10 件未満	—	—	④
	担当技術者 2	専任性	他業務との兼任状況	手持ち業務の契約金額の合計が 2.5 億円未満かつ件数が 5 件未満	手持ち業務の契約金額の合計が 4 億円未満かつ件数が 8 件未満	手持ち業務の契約金額の合計が 5 億円未満かつ件数が 10 件未満	—	—	⑤

(iii) 提案内容評価基準

評価項目のうち、提案内容に関わる項目については、以下のとおり評価する。

評価項目		評価の着眼点	A	A'	B	B'	C	備考
業務方針・実施フロー・工程表・その他	業務の理解度	目的、条件、内容の理解	目的、条件、内容の理解が特に優れている。	目的、条件、内容の理解が優れている。	目的、条件、内容の理解が十分である。	—	目的、条件、内容の理解が十分とは言えない。	⑥
	業務実施手順（フロー・工程表）	実務手順の妥当性	業務の実施手順が妥当であり、特に実効性がある。	—	業務の実施手順が妥当である。	—	業務の実施手順が十分とは言えない。	⑦
		業務量の把握、人員配置の妥当性	業務項目ごとに必要な体制となっている。	—	人員配置が妥当である。	—	人員配置が十分とは言えない。	⑧
	その他	重要事項の指摘【JR片町線・東西線】	重要事項の指摘があり、対応策が提案されている。	—	重要事項の指摘がある。	—	重要事項の指摘がない。	⑨
		重要事項の指摘【南海高野線】	重要事項の指摘があり、対応策が提案されている。	—	重要事項の指摘がある。	—	重要事項の指摘がない。	⑩
特定テーマに対する技術提案	的確性	課題や留意点の把握が十分か	課題とともに根拠が示されており、理解が特に優れている。	—	課題が概ね示されており、理解が十分である。	—	内容が的確性を欠くなど、課題把握として十分とは言えない。	⑪
		キーワードの網羅	必要なキーワードが全て網羅されている。(100%)	必要なキーワードが80%以上100%未満、記載されている。	必要なキーワードが60%以上80%未満、記載されている。	必要なキーワードが40%以上60%未満、記載されている。	必要なキーワードが40%未満であり十分とは言えない。	⑫
	実現性	説得力があるか	具体的な検討プロセスが示されており、スケジュール及び課題解決の提案がある。	具体的な検討プロセスが示されており、スケジュールやもしくは課題解決の提案がある。	具体的な検討プロセスが示されている。	—	検討プロセスが具体的に示されていない。	⑬
	独創性	独創的で高度な提案があるか	課題解決に寄与する独創的な提案が2つ以上ある。	—	課題解決に寄与する独創的な提案が1つある。	—	一般的な提案であり、独創性が見られない。	⑭
特定テーマに対する技術提案	的確性	課題や留意点の把握が十分か	課題とともに根拠が示されており、理解が特に優れている。	—	課題が概ね示されており、理解が十分である。	—	内容が的確性を欠くなど、課題把握として十分とは言えない。	⑮
		キーワードの網羅	必要なキーワードが全て網羅されている。(100%)	必要なキーワードが80%以上100%未満、記載されている。	必要なキーワードが60%以上80%未満、記載されている。	必要なキーワードが40%以上60%未満、記載されている。	必要なキーワードが40%未満であり十分とは言えない。	⑯
	実現性	説得力があるか	具体的な検討プロセスが示されており、スケジュール及び課題解決の提案がある。	具体的な検討プロセスが示されており、スケジュールやもしくは課題解決の提案がある。	具体的な検討プロセスが示されている。	—	検討プロセスが具体的に示されていない。	⑰
	独創性	独創的で高度な提案があるか	課題解決に寄与する独創的な提案が2つ以上ある。	—	課題解決に寄与する独創的な提案が1つある。	—	一般的な提案であり、独創性が見られない。	⑱

(4) 審査を行った事業者(五十音順)
 全日本コンサルタント株式会社
 中央復建コンサルタンツ・日本交通計画協会設計共同体

(5) 審査の結果

評価項目		評価の着眼点	ア社		イ社		
			評価	点数	評価	点数	
配置予定技術者の経験及び能力	管理技術者	過去10年間の規定業務の実績	A	5	A	5	
		専任性(他の業務との兼任状況)	A´	4	A	5	
	照査技術者	過去10年間の規定業務の実績	A	5	A	5	
	担当技術者1	専任性(他の業務との兼任状況)	A	5	A	5	
	担当技術者2	専任性(他の業務との兼任状況)	A	5	A	5	
実施方針 実施フロー 工程表 その他	業務の理解度	目的、条件、内容の理解	A	15	A´	12	
	業務実施手順 (フロー・工程表)	実務手順の妥当性	B	3	C	0	
		業務量把握、人員配置の妥当性	B	3	B	3	
	その他	重要事項の指摘	C	0	C	0	
		重要事項の指摘	C	0	A	5	
特定テーマに対する技術提案	特定テーマ1	的確性	課題の理解度	A	5	C	0
			キーワードの網羅	A´	4	B	3
		実現性	説得力、提案内容の裏付けがあるか	A´	8	B	6
		独創性	独創的で高度な提案があるか	C	0	C	0
	特定テーマ2	的確性	課題の理解度	A	5	A	5
			キーワードの網羅	A´	4	A´	4
		実現性	説得力、提案内容の裏付けがあるか	A´	8	A´	8
		独創性	独創的で高度な提案があるか	C	0	C	0
合計(110点満点)			79		71		